

世界文化遺産 厳島神社

岸田 裕之

(龍谷大学教授・広島大学名誉教授)

1 はじめに 厳島と私

私が厳島神社に最初に関わったのは、1968年に始まった広島県史の編纂でした。神社関係としては全国的に見ても最多である総数約3,100点の中世文書があり、それを調査・撮影して、共編者と整理・研究を重ね、2冊に分けて1976年に厳島文書編1を、1978年に厳島文書編2を刊行しました。

私は、中国地域や瀬戸内海地域を中心として守護大名や戦国大名の政治構造、経済構造あるいは意識構造の研究を進めてきましたが、その中で厳島が内海の重要な港町であることに注目しておりました。そこで、大願寺所蔵の元禄年間頃の厳島絵図や関係史資料を利用して、他国の商人や地域の商人が居住する有の浦に注目したのです(「中世後期の地方経済と都市」『講座日本歴史』4、東京大学出版会、1985年。のち『大名領国の経済構造』所収、岩波書店、2001年)が、調査の頃から気がかりだったことがもう1つありました。現地を歩きますと、大聖院から滝町を下って社務所の裏の南町に至る通り、あるいは宝物館の方に至る通りがありますけれども、この大願寺の絵図に記されているように、大聖院のすぐ下の多聞坊などは全て当時の厳島神社、神仏習合の時代の社僧の僧坊なのです。その僧坊が全く存在せずにその跡が荒れていた、ということが気になりました。これは明治初年の新政府による神仏分離令と関係があることであつたのですが、今日は一つの重要なテーマとして後で述べたいと思います。

社殿とその周辺を歩く

戦国時代の厳島には、棚守を中心とした社家方、座主大聖院を中心とした供僧方、そして内侍方のいわゆる社家三方、および多くの職人を配下に修理・造営を担当する大願寺という広義の厳島神社を形成する祭祀集団と、流通に関わる町衆が居住していた。そのことを念頭において、歩いてみたい。

宮島港に降りると、厳島合戦の際に毛利氏が扱った宮尾城跡の下のトンネルを抜けて東町(町家通り)を歩いて神社に行こう。東町(有の浦)は中世からの港町のおもかげを残し、江戸時代に建てられた貴重な町家もみられる。塔の岡のふもとを海の方へ回って大鳥居を眺めて社殿に入る。干潮なら管絃祭の際の御座船の通り道として浚渫された御洲堀のあとが確かめられる。鏡の池の北東側の立石をほぼ等間隔で配置した石垣は、豊臣期の築造である。拝殿前面には高舞台がある。ここでは、正月・桃花祭・菊花祭の時などに代々神職が守り伝えてきた舞楽が演じられる。参拝をして回廊を進むと能舞台がある。平成3年(1991)の台風で崩壊したが再建され、毎年四月には神能でにぎわう。

回廊を抜けると、大願寺がある。戦国時代の住持尊海・円海は神社の修理・造営担当であつた。宝物館から少し歩くと、町家を改造した市立宮島歴史民俗資料館(旧江上家住宅)がある。その先に行くと大元神社があるが、ここ西町から山手に上がって

多宝塔からの眺望を楽しみたい。さらに樹々におおわれた道を進んで大聖院に出る。ここは真言の密教寺院である。火渡り神事などいまもそうした行事は多い。ここは修験の瀨山登山の起点でもある。奥の院への往復はそのつもりで出かけた。大聖院からは社家屋敷の石垣が連なる滝小路を通る。家屋がなく石垣のみの社僧寺院跡もあるが、上卿林家、棚守屋敷跡の石段等、みるべきものはある。そして神社の社務所裏の校倉造の宝蔵をみたい。平家納経等の宝物はもともとここに保管されていた。『巖島図会』には曝涼の様子もみられる。平家納経は、現在は、10月から11月にかけて社務所横の収蔵庫で展覧される。歴史的景観・自然的景観にふれたあとで見学すると、重宝の価値はより増して迫ってくる。

少し時間に余裕のある方は、御陵橋を渡って岩惣を右に山手に折れ、紅葉谷を散策したい。紅葉谷川には昭和20年(1945)の枕崎台風による洪水で崩落してきた巨石を活用した数々の砂防工事が施されている。これは庭園師による造営で「砂防庭園」「岩石庭園」と称される。自然環境への配慮から工夫されたもので、再び大規模な山津波で神社が壊されたり、埋もれたりするのを防ぐためのものである。自然の脅威にさらされた経験をもとに工夫した自然環境への配慮をみたい。紅葉谷からは瀨山頂上や博打尾を越えて包ヶ浦に山越えするコースもあるが、それらはそのつもりで出かけた。

帰途は社殿・大鳥居を左にみながら塔の岡に上がり、千畳閣や五重塔を見学したい。大願寺円海が豊臣秀吉に命じられて造営した千畳閣(経堂)は、未完成であるが、瀨山を背景に神社全体が見渡せて落ち着ける場所である。そして茶屋の見事な龍鬚の松の向こうに往路にとった東町の町並みと宮尾城跡を眺めよう。陶晴賢は巖島合戦でこの塔の岡に布陣し、包ヶ浦から博打尾を越えた毛利元就に急襲されて敗死した。

あとは東町のもう一つ海寄りの土産品店がならぶ通りを歩いてショッピング等を楽しみたい。

最近、聞くところによると、宮島港に着くと巖島神社の回廊を歩いて宮島港に戻るという最短距離・最短時間の見学者が多いそうである。しかし、島内に見所は多く、本来の神仏習合の歴史的構造が景観にみいだせる。歴史的構造やその景観、そして自然的景観はセットである。神事・祭礼行事等は、原始林の保全と一体である。伝統の総合性を考えなければならない。そのためには、巖島に渡ったら、少なくともこうしたコースは歩いてみたい。

そういったこともありまして、1996年の巖島神社の世界文化遺産の推薦・登録にあたっては、いくつかの事業に関わりました。一つはNHK広島放送局が1996年に7回にわたって開催しましたハイビジョンセミナー「巖島神社」でありましたし、もう一つは広島県が1997年の秋に開催しました登録記念展「平家納経と巖島の宝物」でありました。NHKのセミナーは記録集が出ております。1997年に『世界遺産登録記念 巖島神社千四百年の歴史』が編集・発行されております。第一回目のパネリストとして参加しました私は、パネリストの巖島神社禰宜飯田楯明氏のお言葉に感銘を受けました。それは「駅伝にはゴールがあるが、我々が携わっている文化遺産の継承にはゴールはない。次の走者にたすきを渡すべく走っているところです」というご発言でした。そのご発言が気になりまして広

島県の登録記念展の時には、厳島神社の重要な宝物のほとんどは出品して頂いたのですが、私は図録に「厳島の歴史と文化財」という論文を寄せました。その時に副題として「保存史の断面」という言葉をつけました。また、記念講演会でも厳島の文化財保存史の重要性について歴史的に説明したわけです。

これからお話ししますように、厳島神社は政治体制の変革や自然災害等によって破壊や滅失の危機にたびたび晒されながらも、どうにか現在に遺されております。こうした人間の営みの所産を将来の世代へ伝えていく仕事は、当然当事者だけの問題ではありません。厳島神社といえば、海上の丹塗りの大鳥居が有名ですが、平家納経も名高く貴重であります。また、東西の丘には多宝塔や五重塔、通称千畳閣と呼ばれる大経堂などの仏教施設群もあります。平清盛が社殿を整備したことはよく知られていますが、現在の本殿は戦国大名の毛利元就が造営したものです。神社にお経があるのは、当時が神仏習合の時代であったからです。今、厳島神社と申しますと、ほぼあの社殿の範囲のことですが、古くは厳島神社と申しますと厳島全体のことでした。その厳島全体がどういう構造、どういう編成、どういう構成になっていたかということを、戦国時代を事例にお話ししますと、神仏習合の有り様がよくわかると思います。

戦国時代の厳島には、棚守を中心とした社家方、座主大聖院を中心とした供僧方、そして内侍方のいわゆる社家三方、および多くの職人を配下に修理・造営を担当する大願寺という広義の厳島神社を形成する祭祀集団と、広域的・国際的な流通に関わる町衆(有の浦。これは現在の町家通りです)が居住していました。

信仰の島・厳島は、対岸の廿日市とともに地域経済圏の中核であり、内海水運の要港でもありました。外国産品を積んだ商船とともに、東西往返の公卿や文化人・芸能者らが寄島し、他地域や京都、国際社会との豊かな交流が行われ、祭礼と融合した文化の成熟がはかられました。明治元年(1868)の新政府の神仏分離令による政治的危機や、たびたびの台風等の自然災害を乗り越って荘厳な景観と宝物、そしてにぎわいをいまに伝える厳島。それは島民をはじめとする人間の英知と努力の営みのあかしです。そして次の世代へ伝えていかなければならない貴重な社会資源です。

千畳閣

船が宮島港に近づくと、厳島神社の大鳥居の左手に五重塔と大きな建造物が見えてくる。いわゆる千畳閣である(畳千枚は敷けないが...)

天正15年(1587)3月、関白豊臣秀吉は九州の島津氏攻めに向かう途中、厳島に参詣し、毛利輝元の外交僧だった安国寺恵瓊えけいに塔の岡に経堂を立て月一度、千部経とくじゆを読誦するよう命じ、費用に一万石を充てた。恵瓊は大願寺円海へその造営を進めるよう伝えた。

慶長3年(1598)、秀吉の死により工事は中止に。今は瀨山を背景に神社全体が見渡せて落ち着ける場所である。よく見ると、石垣、基壇、礎石などは整っているが、材木の調達には苦心したようだ。とくに床下をのぞくと、古材を再利用した箇所が明確に認められる。

毛利輝元は、織田信長と戦い、本能寺の変後に秀吉と和睦わぼくする。その後秀吉の全国統一戦争に動員され、天正13年に四国の長宗我部氏、同14、15年に島津氏、さらに

二度にわたる朝鮮攻めへ。たびたび上洛もした。

天正 17 年には広島城の築城を始めている。とくに船の建造や土木建築事業に材木は不可欠であり、この時期には毛利氏領国内の資材・労働力は軍事最優先だった。毛利氏の財政は借錢・借米によって破綻状態であり、家臣もまた同様であった。領国民は一日 1 升の給米で戦陣に動員されたが、逃亡する者もあり、また働き手をとられた農村の耕地は不作や荒田が増し、疲弊した。

千畳閣はそうした時代の所産だ。秀吉らは、戦争犠牲者への追悼を意図したが、相次ぐ戦争と政治変革は、それを継続する力を持っていなかった。

2 保存史の視座

こうしたことを踏まえまして、それでは「保存史の視座」に入りたいと思います。第一は、文化遺産や自然遺産の保護・保存にゴールはない、「将来の世代へ伝える」、いわばゴールのない駅伝である。二つ目は、厳島や厳島神社に視座を据えて、その文化財保存史を考える。三つ目は破壊史と併せて考える。四つ目は、世界遺産条約の精神に学ぶ。五つ目は、ユネスコ憲章から考える。この五点に留意しながら、お話しを進めてまいります。

具体的な話に入ります前に、世界遺産条約に基づく世界文化遺産の範囲や、厳島に関する国内法について指摘をしておきます。世界文化遺産「厳島神社」は神社を含む谷あいと入江が登録遺産範囲で、島全体がいわゆるバッファゾーン、則ち登録遺産緩衝地帯であります。対岸は関係しておりません。そしてこの厳島には色々な法の網が被さっております。文化財保護法では「特別史跡」「特別名勝」「国宝」「重要文化財」「天然記念物」、自然公園法によっては「国立公園特別保護地区」「国立公園特別地域」、あるいは民家がある場所は都市公園法などで規制されているわけであります。世界文化遺産の範囲はもっと具体的に申しますと、厳島神社の 17 棟と 3 基からなる国宝・重要文化財指定の建造物群、そして背後の天然記念物の瀨山を中心とする森林区域であります。

3 厳島 内海の要港

それでは、3 の「厳島 内海の要港」に入ります。

最初に申しましたが、私が当初厳島に注目していたのは、厳島を海上交通の中でどう位置づけるか、という観点からでした。宮島港の前にある要害山は、実は1555年に陶氏と毛利氏が戦った厳島合戦で毛利氏が拠った宮尾城跡なのです。トンネルを通らずにトンネルの手前を右に上がりますと、その城跡の上から西方に五重塔や千畳閣がある塔の岡が眺められますが、その宮尾城跡と塔の岡の間の町並み、現在の町家通りが中世からの港町、有の浦なのです。有の浦の町衆は廻船業や広域的な金融業、為替などを営んでいた武士的商人達でした。そして、当然のことながら厳島神社領の領主であり、対岸の廿日市の桜尾城に拠る厳島神主家は、朝鮮貿易などを行う海洋領主でもあったわけであります。

少し流通に関して例を挙げます。戦国時代、山口に本拠をおく大名の大内義隆は、厳島の棚守房頭に厳島で「唐錦」や「練くり」などを求めさせております。「練くり」というのは、「練絹」のことで、外国産品です。大内氏は九州の博多も支配していたのですから、何故博多で求めないで厳島で求めるのかという疑問が起こります。この問題を解くには、

厳島の海上における位置というものを考えなければなりません。

実は厳島というのは、二つの大きな海の道が交わる場所にあります。一つは北部九州から関門海峡を経て畿内に至る海の道、もう一つは南九州から豊後水道、豊予海峡を経て畿内に至る海の道、厳島はこの二つの海の道が合流する重要な港町だったのです。この時代に京都や堺の商人たちは、瀬戸内海を西に下って厳島から上関を通り、大分と愛媛の間の豊予海峡を南に抜け、豊後水道を南下して南九州の日向や大隅、薩摩の港町に入りました。現在の日南市の油津や大隅半島の志布志・内之浦、そして鹿児島湾の入り口、薩摩半島の突端にある山川などの国際貿易港に行きまして、買い付けをおこなっていました。琉球経由でトカラ列島を北上して入ってくる中国や東南アジアの船に積まれている中国や東南アジア、ヨーロッパの外国産品を購入したわけです。戦国時代には琉球国と南九州の島津氏や種子島氏の間には公的な交流もありました。厳島というのは、こうした外国貿易と連動した北部九州、南九州からの二つの海の道が合流する内海の流通幹線の重要な港町であったわけです。

大内義隆が棚守房頭に厳島で唐錦や練くりなどの外国産の絹織物を入手するように求めたのは、南九州へ出向いて買い付けをして、畿内に持って帰る途中の京都や堺の商人の積荷に期待したからです。船で交流する時代ですから、南九州というのは京都から見ると一番遠い、いわば「 」付きの「辺境」なのですけれども、「辺境」というのは、隣接する他国の外縁部＝「辺境」と重なる、外国の新しい技術や文化を入手しやすい、実は非常に豊かな国際性を具えた地域であったわけです。そういう意味で、琉球の東アジアにおける位置と役割、そして南九州に南から押し寄せてくる黒潮は非常に重要なわけです。

そして、こうした広域的・国際的な流通幹線は、戦国時代に石見銀山が開発されますと、それに伴いまして、九州や瀬戸内海側と日本海側との物資輸送が盛んになったこともあって、非常に活発になりました。その結果、たとえば現在の北海道産の昆布などが南へ南へと流通し、琉球の方に渡っていったわけです。戦国時代にこのように内海を行き来した商人達が、厳島神社に海上交通等の安全を祈願して寄進した絵馬等の文化財が、現在に伝わっております。天文21年(1552)に堺の綾井定友が奉納した橋弁慶図は、その代表的なものです。

4 文化財保存史の断面

次に4の「文化財保存史の断面」に入ります。

厳島神社領の領主で朝鮮貿易もする海洋領主であった厳島神主家は、戦国時代に尼子氏と大内氏が戦争した際に尼子氏に荷担したことにより、1541年に大内氏に攻め滅ぼされます。その後、厳島は大内氏が直轄支配をすることになり、大内義隆は神社の祭祀の復興を図ります。しかし、その経費が膨大な額になり、大内氏としても尼子氏攻めの軍事費等に支障が出たのだと思いますが、十分な復興が叶わなかったようです。

そこで神社の棚守房頭は、翌1542年、当時安芸国の国衆連合の盟主でありました毛利元就に、毎月の御供や6月17日の管絃祭の費用、当時はなかった大鳥居を建てるための費用、すなわち造立費用などを援助してくれないか、と求めております。

こうして毛利元就と厳島神社の棚守房頭は非常に緊密な関係を築きまして、元就は合戦の前には厳島神社に願をかけ、戦いに勝利しますと、そのご加護のお礼ということで神社

の造営に取りかかっております。大鳥居や本殿の造営などをおこないました。戦国大名の毛利氏にとって安芸国の一宮である厳島神社の神慮（神様の思し召し）というのは、何よりも崇高で権威ある存在でした。社殿の造営や社領の寄付、また刀や鎧を奉納し、願をかけ、それが叶うと、また色々なお礼をした、というわけです。

社殿は当時と変わらず現在あそこに建っていますが、刀や鎧、衣装といったものは、神社の社務所の裏に校倉造りの宝蔵があり（現在は使われておりませんが）、その中に収められて神様の物、神物として管理をされました。当時は在地領主制の時代、いわば地域社会、地域権力に主権があった時代です。そういった時代の政治権力にとって、地域の神様の存在というのは、自分自身の権威確立のためにも、領国支配のためにも、極めて重要な存在であったわけです。

少し話がそれますが、毛利氏は厳島合戦で勝利しました後、大内氏を滅ぼし、その後尼子氏を滅ぼし、中国地域を制覇します。この大内氏の討滅にしても尼子氏の討滅にしても、毛利氏の狙いは経済権益であったと考えられます。例えば、大内氏の領国では赤間関（現在の下関）の港町、美祢の銅山の銅、あるいは鎌倉時代には奈良の東大寺の再建にも使われ、中国にも輸出されていた周防国の材木など、そして尼子氏の領国の場合では、やはり同様に美保ヶ関の港町、また奥出雲の鉄資源、そして何よりも石見銀山、そうしたいわゆる経済権益を奪取しようとして起こした資源争奪の戦争である、と私は考えております。

戦国時代の戦争というのは、後の江戸時代の軍記物などが語るような、人間や地域間の恨みや憎しみによるものではありません。石見銀山の開発によって東アジア世界の流通経済に組みこまれた西日本地域が、ヨーロッパ人の渡来によってヨーロッパ世界と繋がった経済や文化の国際化の動向に連動しております。戦国時代の戦争は流通経済が広域化し、いわゆる当時なりのグローバル化が起こり、それに対応して資源の集中化をはからなければなくなり、それを目的とした政治権力が競ったブロック化であったのです。簡単に言い換えますと、地域社会単位での集権化の動きがあり、そういう構造変革であった、ということです。

例えば、戦国時代の象徴的な武器は鉄砲ですが、この新兵器を装備して軍事力を強化するにしても、鉄砲だけあったらよいというわけではありません。火薬が必要になります。火薬を作るには、硝石が必要です。当時は中国大陸の天然硝石を輸入しないと火薬はできませんでした。そういう意味で、西日本地域の大名たちは目を西に向けて外交を丁寧におこない、銀を硝石輸入の貿易に用いて、西からの国際的な流通幹線を確保しようとしたわけです。自らのもとに硝石を輸入し、敵方大名には輸入させないという基本方針を立てて、外交によって西からの海の道を確保することなくしては、戦国大名の領国を維持することは難しい状況に置かれていたわけです。そうした外交をしてこそ、大名は領国を維持し、自立することができました。

そしてその結果、戦争に勝ち抜いた西日本地域の大名たちは京都政権から自立をしたわけです。西日本地域の大名のこうした目を西に向けるというあり方は、当然のことながら京都政権の権威を低くしていきます。しかし、それは西日本地域の大名であったからでして、東日本地域の大名にとって京都・畿内は重要でした。畿内に上らないと世界的に新しい技術や文化に触れ得ないからです。先ほど申しましたように、京都や堺の商人は、南九州の油津や志布志や内之浦で購入した外国産品を畿内に持ち帰ったわけですが、そ

れを入手するために、東日本地域の大名たちは京都、畿内にのぼってきたのです。戦国時代においては京都中心で日本列島の支配を考えるとはいけない、とりわけ西日本地域の支配を考えるとはいけないということです。

ところが、こういう在地領主制の時代の、その地域に主権があった有り様が、秀吉が統一政権を樹立して中央集権的な支配を目指しますと、変わってまいります。政治権力の中央集権化が進みます。例えば、秀吉は天正 15 年(1587)に島津氏を降伏させますと島津氏領国内において外国産品の先買権を設定し、実施します。翌年には長崎を直轄領として外国船を回航させて外国貿易を集中・独占し、また「海賊」の停止令を発して海上通航の安全を保障します。

こうしたことに伴いまして文化財の中央集権化も進みます。

例えば、本能寺の変の後、毛利輝元は織田信長方の中国攻めの大将であった羽柴秀吉と和睦します。輝元はその時に秀吉にご挨拶をしようと思い、そのご挨拶の品として厳島神社の宝蔵に収められておりました「荒波」という刀を請け出そうとするわけです。その時の論理と申しますか、理由は、毛利氏「国家」の「御用」だ、とっております。「国家」というのは、現在は「日本国家」と使いますけれども、戦国大名の領国を「国家」と呼称しますし、江戸時代の大きな藩も国家と申します。それに対して京都は「天下」であり、徳川家康が創った幕府も「天下」と申します。中世の地域主権の時代には、厳島神社の宝蔵に収められておりました寄進物は神様の物でありますから、足利将軍家が見たい、と言っても、厳島神社側は絶対にそれを出して見せませんでした。ところが、毛利輝元が秀吉の統一政権の樹立によって秀吉のもとに序列化されてしまいますと、これは大変なことです。輝元は秀吉の「天下」の下で毛利氏「国家」が本当に維持されるのだろうか、という不安と危機を感じて、厳島の神物を請け出して秀吉に届けたのです。それは輝元が、毛利氏「国家」の一大事だ、という不安と危機を感じた結果なのです。

この事実はどう評価できるかといいますと、それまで領国主である毛利氏のいわば上にあった厳島神の神慮(神様の思し召し)が、統一政権下に入ると、毛利氏という政治権力の都合によって動く、動かされる、いわばその統制下に位置づけられ、毛利氏の権力維持のために利用されるようになった、ということです。この事態は神様の思し召しが相対的に低下した、神慮が低くなったと評価してよいと思います。

こうした文化財の移動は、建造物も同様です。例えば、関ヶ原の戦い直後の慶長 7 年(1602)に毛利輝元は、徳川家康の信仰の篤かった近江国三井寺に山口の常栄寺(もと大内盛見の菩提寺国清寺。当時は父毛利隆元の菩提寺)の経蔵・八角輪蔵(瑠璃光寺の五重塔と同時代のもの)を寄付しています。

戦国時代の厳島神主家は、安芸国のほぼ西部地域を厳島神社領として領有し、それによって家臣団を編成していました。その滅亡後、大内氏の直轄支配を経て、毛利氏の時代になりますと、史料で確かめられるものでは厳島神社領は約 2,300 石くらいです。この 2,300 石というのは年貢高ですが、厳島神主家が滅んでいて神主家の直轄領は没収されていますから、元のほぼ半分くらいか、という見当もできます。

その後、関ヶ原の戦いで毛利氏が敗れて防長両国に移された後に、福島正則が入ってきます。江戸幕府のもとで中世の在地領主制は断ち切られていますから、福島正則は厳島神社に対してそれまでのように社領を認めるのではなくて、蔵米を支給する方法をとります。

その時の蔵米高が 1,350 石ですから、豊臣政権下の毛利氏時代の総合計の半分くらいになったわけです。収入が激減したのですから、当然のことながら、祭祀も廃れるものが出てきた、ということが推測されます。しかし、この福島正則は宝物に対してはきちんと対応しております。例えば、平家納経に注目しまして、その補修をし、また、平家納経を収めていた銅製の経箱がありますが、それを収めるために蔦蒔絵の唐櫃を作ったりしています。

続く浅野氏の時代には、宝蔵に収められていた、それまでに寄付されてきた数々の宝物の目録を作っています。現在でも設備品は目録を作って現物との照合をしますけれども、この目録はそれに使われたわけです。

そして後の話に関連して極めて重要なことは、神仏分離に関わることについてです。大願寺のご所蔵の中に関係史料があります。それは宝暦 14 年(1764)のものでして、江戸幕府が厳島に神仏分離を促す、という問い合わせをしてきたことに対して、大願寺が申状を提出して、厳島神社は「元来両部之社」、神仏習合であり、現在の仁和寺である御室御所、それから現在の大覚寺である嵯峨御所、両方とも門跡寺院ですけれども、その支配下にあるとしてそれを断っている、という内容のものです。こうしたことを経ながら、江戸時代は神仏習合が続いています。

保存史の観点から見まして最大の危機は、明治維新政府が樹立されて布令された神仏分離令です。それまでは神仏習合であったのを否定する、ということです。この危機にあたりまして、棚守野坂元延は江戸へのぼって朝廷に嘆願をしました。その結果、神社のご神体も焼かれることなく、社殿は、現在は丹塗りの赤ですけれども、それを剥がして素木、普通の木目が見えるように変更をして破壊を免れたと伝えられています。平家納経も焼け、ということだったようですが、これも危機を免れております。この明治の神仏分離令というのは、新しく成立しました明治政府が神道を国教とし、それを支配イデオロギーにしたために都合の悪いものは破壊する、という行為に出たものです。そうした危機的状況の中で、棚守らの努力で主要なものが残りました。そして現在は、世界文化遺産に登録されております。これを考えると、棚守の努力というものは、我々が銘記すべき重要な保存史の断面であると言えます。

広島には原爆ドームというもう一つの世界文化遺産がありますけれども、あの原爆ドームも、一時期、あんな見苦しい廃墟は壊してしまえ、という声がありましたが、そうした危機を乗り越えて保存したから、やはり世界文化遺産の登録にも至ったわけです。

話を明治の神仏分離令に戻しますが、五重塔の初重にはもともと須弥壇があって、釈迦三尊像がおかれていたのですけれども、この神仏分離令の時に移されて現在は大願寺で拝むことができます。大願寺には、千畳閣から釈迦如来坐像なども移されています。

この明治初年の神仏分離、広島藩における神仏分離というのは大変激しかったようですが、これをどう評価するか、ということになると、周辺の大きな神社と比べてみる必要があります。例えば、現在の出雲大社である杵築大社には、戦国時代に戦国大名の尼子氏が三重塔を作ったり、多宝塔を作ったり、色々と仏教施設群を造営しているのですが、江戸時代に入って 1670 年ごろに寛文という年号がありますが、その寛文の造営で全て撤去されます。それからお隣の岡山の備中の一宮の吉備津神社は神仏習合でしたが、同じ時期の 1600 年代の中ごろに、神職と社僧が激しい争論をして幕府の奉行所に持ち込まれ、その結果社僧側が負けてしまいまして、本願は吉備津神社から 1663 年に退去しておりま

す。その後、本殿にありました仏像や仏具は神職が破壊し、また、境内にあった三重塔や求聞持堂なども破壊されたのです。こういう事態が周辺で起こっていた江戸時代を、先ほどのように嘆願をしながら乗り切った厳島神社も、明治の神仏分離令には翻弄されました。厳島神社にとって明治のご維新というのは、実は破壊・滅失というご維新だったのです。

この時期は日本中でたくさんの貴重な文化財が失われました。この行き過ぎを反省したのか、その揺り戻し現象と申しますか、明治 30 年(1897)になりまして、古社寺保存法というものができまして、その修復のために国家的な経費の支出がおこなわれることになったわけです。それが現在の文化財保護法に至るのです。

以上、辿ってみましたように、日本列島においては、後で申しますことに関係することなのですが、古来より地域に地域固有の文化がありました。列島全体を支配する政治権力というのは、そうした各地域の固有の文化を、一貫して保護し続けてきたわけではありません。変革期には、前代の政治社会構造は断ち切れ、新しい構造に移行します。自分達の政治権力と合うもの、あるいは、権力を維持するのに都合の良いものは活用し、都合の悪いものは壊したわけです。政治権力の交代期、と申しますか、変革期、特に集権化が強く推進される時期には、そうした現象が強く現れるわけです。

これからご説明します世界遺産条約の狙いは、一つはこうした形、すなわち当該国の政治権力の都合によって貴重な文化財が失われることのないようにする、ということをお求められているわけです。このことは非常に重要な点であります。そしてまた一つ、世界遺産条約が破壊・滅失の重要な問題として考えているのは、自然災害であります。厳島で申しますと、昭和 20 年の枕崎台風で、厳島の社殿は紅葉谷川が流してきた土砂で埋まりました。数年かかって神社はそれを取り除いて元に復しましたけれども、大石が転がってきたその様子が窺えるのが、旅館「岩惣」の横の紅葉谷川砂防工事です。「砂防庭園」とか「岩石庭園」とか申しますが、当時の様子を多少なりともうかがうことができるところです。2004 年の台風による白糸川の土石流の被害も生々しいところです。

5 世界遺産条約(ユネスコ 1972 年 11 月 16 日採択)と公衆(国民)の役割

それでは、「世界遺産条約と公衆(国民)の役割」に移ります。

世界遺産条約の重要な箇所をまとめ、若干解説を加えてみました。

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」

日本国は 1992 年に批准していますが、その状況認識、定義、保護等の義務、そして教育及び広報事業計画について、です。

世界遺産条約は、その前文に「文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は滅失することも、世界の全ての国民の憂うべき貧困化を意味する」とし、それを避けるため、「国内的保護が不完全なものになりがちであることを考慮し」て、国際的な援助をすること、それは「当該国がとる措置の代わりにはならないまでも有効な補助的手段となる」としている。

締約国の義務は、「顕著な普遍的価値を有する」遺産で「自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保すること」であり、このため「自国の有するすべての能力」ならびに「国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすもの

とする」としている(第四条)。

第五条は締約国に「保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置」をとるよう求めており、具体的には(a)に遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること、(e)に全国的又は地域的な研修センターの設置、学術的調査を奨励することなどを明記している。締約国の役割として「教育及び広報事業計画」(第二十七条)がある。その二項に「締約国は、文化遺産及び自然遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する」とある。

条約の精神の基本は第四条の「保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保すること」ですから、「脅かす危険」を公衆に知らせるということは、公衆の判断とその力によって「危険」を除くことを期待していることを意味し、「実施される活動」を公衆に知らせるということは、いわば遺産の価値を公衆と共有し、ともに保護・保存を強化することを期待しているといえます。

ここで二つ指摘します。この国際条約がユネスコで採択されたのは1972年ですが、日本国が批准したのは、20年後の1992年です。もっと早く批准していれば、もっと早く日本に世界遺産ブームが起こっていたと思うのですが、実はユネスコで採択された1970年代というのは、日本国内は列島改造ブームの最中でありまして、国策として開発の時代でしたから、そういうものに目がいかなかったわけです。政府やマスコミもそういうことを国民に伝えなかったし、国民の方もそういった政府をそのままにしていたということです。

それからもう一つは、各国の公衆の力を信じて、政府にきちんと教育や広報を通して、情報を提供しなさい、危険が迫っている、政府としてこういう重要な遺跡を壊した、ということをも隠さないで伝えないと、世界の全ての遺産は貧困化する、ということを行っているわけです。政治や行政がきちんとそうしたことをしていれば問題はないわけですが、必ずしもそうではないわけですから、ユネスコは具体的にこの条約の精神を支えて、その効力を生じさせる力というものは、何よりも当該国の国民の姿勢とその地道な努力に関わっていると書いているわけです。世界遺産はいわば危機遺産です。将来の世代へこういう文化遺産や自然遺産を伝えるということは、国民の責任と力、まさに公衆がもっているということ、我々は忘れてはいけないと思います。

6 「ユネスコ憲章」(1945年11月16日)から考える

それでは、「ユネスコ憲章」から考える」に入ります。

何故ここにユネスコ憲章が出てくるのだ、と思われる方もあるかもしれませんが、世界遺産条約を採択して、現在世界に1000近い世界遺産が生まれている、そういうことはユネスコがおこなっています。ではそのユネスコはどのような目的の機関なのか、ということをやはり考えておかなければなりません。1945年11月16日のユネスコ憲章の前文には、次のように記されています。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起した共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終わりを告げた恐るべき大戦

争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果たさなければならない神聖な義務である。政府の政治的及び経済的取極のみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永續する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。(以下省略)

以上が前文で、第一条に「目的及び任務」について書いております。「1 この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人種及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」とあります。

「2 この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う」として、(a)(b)(c)とありますが、(c)には「世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること」とあります。

ユネスコが世界遺産条約を作ったのは、実はこういうユネスコ創設の理念と、それに基づいた目的を実現するための具体的な活動としておこなっているのです。歴史の反省を踏まえて「人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」、その教育的・文化的普及のための材料として大切にしていこう、ということです。

おわりに

保存史は破壊史と切り離しては考えられません。厳島は世界遺産への記載の推薦書を作成して世界文化遺産に登録して早くも10年を経過していますけれども、もともと文化財保護法の網が被さってしまっていて、世界遺産への推薦の価値と条件は整っていました。ですから、登録されたその対象について新たに何かをする、という形はとっていません。例えば、研修センターの設置だとか、学術的調査の奨励をしているかということはおこなっていません。しかし、保存管理や維持は管理団体である広島県や廿日市市を初めとして進めていかなければなりません。条約は国際法ですから、国内法と連動させなくてはなりません。広島県教育委員会は、2007年1月に管理計画を作っております。その正式名称は「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」と申しますけれども、この計画は絵に描いた餅であってはいけません。また、景観法に基づく景観計画の作成に向けた廿日市市の役割は重要です。国・県・市などによる適切な施策と工夫が必要です。

世界遺産条約の精神に則ってどうすべきか、その趣旨にそって少し触れます。

まず、文化財の県指定、市指定の推進の問題があります。厳島には貴重なものが多数ありますので、国の指定がおこなわれていますが、他地域ですと県とか市が指定してもよいような文化財で、指定されていない、いわば放置されているものが随分あります。これらは保護・保存のために早急に対策を講じなければなりません。町家通りの町なみも重要でして、これらを文化庁の重要伝統的建造物群に指定していくのかどうか、現在は調査が途

中で、空き家ができて傷んでおりますから、その辺りが工夫のしどころだと思います。

それから次に、先ほど第二十七条の教育及び広報事業計画のことを言いましたけれども、そこに明記されておりましたように、いかに公衆の役割が重要であるか、ということです。実は、文化財保護・保存の地道な努力をする、そういう公衆、それを果たし得る、その役割を担い得る人材を育てること、これが非常に重要なわけです。厳島の歴史的文化的価値を共有してそれを将来の世代へ伝える、保護・保存を考えて行動する人材を育成する、そして遺産の保護観というものを充実させる、そうしたことに協力を惜しまない人たちの輪を広げていくことが非常に重要だと思います。

厳島の場合は、世界遺産に登録するのに猛烈な運動をしたわけではありません。例えば石見銀山の場合は、猛烈なお金をかけて猛烈な運動をしました。厳島は国内法が整っていたので特別なことを何もしないまま、いわばスーッと世界遺産に、廿日市市は宮島町と合併したから世界遺産のある町になった、とうことです。管理団体の広島県や地元の廿日市市はこれから本腰を入れて厳島の整備の有り様を考えないといけないと思います。廿日市市が世界遺産のある町として厳島の価値の広報普及を全市的にどう進めていくか、あるいは学校教育や生涯学習の場においてどう取り組むか、あるいは広島県には世界遺産が2つあるわけですけれども、県はどういう活動をするのかということは非常に大切なことだと思います。あらゆる教育・文化の場で積極的に取り上げて、遺産の保護観を成熟させていかなければならないと思います。

世界遺産条約の精神というのは、読んでみますと、内容がとても思想的に尊く、崇高なものだということを感じさせられますが、具体的な遺産を目の当たりにして、こうした精神を成熟させていくことは、どの分野を学ぶにせよ、どういう活動をするにせよ、非常に基本的且つ根底的なことであると思います。そうした基本的且つ根底的なことを考える、いわば哲学性を具えた人材が輩出されることが肝要です。

先ほど来申し上げておりますように、文化財は戦争や政治変革、自然災害など環境の悪化によって損壊し、滅失していきます。滅失してきたわけです。厳島の歴史と文化は、人が生きる上に重要な色々なことを学ばせてくれます。そしてそうしたいわば学習効果が高まれば、実は自ずと戦争によって壊されたということであれば、平和の問題を考えますし、政治変革によって壊されたということであれば、日頃から政治に関心を持ちますし、環境の悪化による自然災害によって壊されたということであれば、環境の問題を考えます。そういう広がりや深みが日常的に増して地域の伝統的価値を総合的に考えるようになれば、あらゆる機会に国内的・国際的発信もきちんと行われてキーステーションとしての役割を果たせるのだと思います。

最後のまとめに入りますが、これからも私たちは厳島の建造物だけでなく、祭祀や伝来の文物、景観などもあわせて、地域社会の人々の営みの視座から、総合的に厳島や厳島神社への関心を高める努力をしていかなければならないと思います。そして、保護・保存について考え、その継承をはかっていかなければならないわけですけれども、私はその方法は大きめにわけて2つあると考えております。

一つの保護・保存の方法は、現在の遺産の状態からその価値を学んで、一層保護・保存に努めるということです。これは目の当たりに対象となる物があるわけですから、通常よく行われることであって、ご理解をいただきやすいことだと思います。

もう一つは、破壊史を学んで、厳島や厳島神社の復元的保存を考えて語り伝えていくことです。冒頭で申しましたけれども、私が40年近く前に大願寺所蔵の厳島絵図を見せていただいた時に、全然実態と合わない、何故あそこは荒地なのか、公園なのか、と思ったのですが、それは神仏習合時代のお坊さんの僧坊がなくなっていたからでした。絵図でここは多門坊とか一楽坊とか復元はできるわけです。明治新政府が神道を国教化し、それまでの神仏習合を否定し、いきなり神仏分離令を布令したために、厳島のお坊さん達は厳島から心ならずも離れざるを得なかったわけです。それは厳島だけではありません。神仏習合の地では全国的に見られたことです。これはどう評価できるかということ、それまでの地域の人々の日常生活が、時の政治権力によって壊された、ということです。そうした感性を具えること、それが復元的保存を考えるためには大変大切なことだと思います。こうしたことで地域社会の有り様を壊してはいけない、過去にあったような悲劇は繰り返してはいけない、地域をより良い状態にしていかなければならない、そうした思いが現実の生活や生業と十分調整をしながら保護・保存に取り組むための根本であると思います。

復元的保存を考えるということは、まさに過去を学び、現在を直視し、将来を構想し創造していくことにつながるものです。そうして歴史は人間が創造的に生きるための宝蔵になるのです。また歴史研究や教育が人づくりでありうるのです。歴史学はそうした役割を負わされている学問なのです。

もう一つ大事なことがあるのですが、世界遺産はどういうものが登録されているかというと、「顕著な普遍的価値を有するもの」が登録されているわけです。この顕著な普遍的価値を有するという言葉との関係を考えなければならぬと思います。登録された遺産の中にそれをどう見出すか、そこが問題であります。

広島県は、戦前は軍事県と言われており、歴史物には軍事県と書かれております。その結果、原爆被災や敗戦を迎え、人的・物的・精神的に著しい損害を負います。それは、原爆被災の特殊性はありますが、当時日本国中がほぼ同様な有り様でした。そして今、戦後60年を過ぎて、日本国憲法も還暦を越えて、今一体どういう時代に入っているのだろうか、ということを考えなければなりません。そして、広島県内、そして日本国内の歴史的・文化的遺産はその時代の要請にどういう役割を果たすべきなのか、広島県や広島県民は、そして日本国民は公衆としてどういうことを目指すべきなのか、よく考えなければなりません。それは、世界遺産に限らず、国・都道府県・市町村指定や身近にある風習と生活に関わるものを含め全ての遺産に共通します。先ほどユネスコ憲章を読みましたが、ユネスコ憲章も還暦を迎えております。ユネスコは、その精神で目的に沿った活動として世界遺産条約を採択し、世界中で登録を進めております。それらの遺産は、人の心の中に平和のとりでを築くための、政府の取極を超えた平和を築くための学習材料なのだということ、そういう点を確認して認識を共有し、近代の有り様が終わってから既に60年過ぎているわけですから、新しく平和や安全を切り開いていけないといけない時代に入ってきているのだと思います。

歴史的な遺産、文化的な遺産を教育や文化面においてどのように活用していくか、今ユネスコ憲章の精神を身近に感じながらそれを具体的に成熟させていく時代に入ってきているのではないかと私は考えております。厳島の荘厳な美にふれ、そうした思いを共有していただければ、幸いに存じます。